日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 3.25

No.14-028

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第３－１

不十分な解雇回避努力の JAL と、組合提案を十分に審査せずそれを許した地裁判決

高裁 最終準備書面シリーズ １０

人件費と人員数の両方を満足するワークシェアの組合提案
意図的にか内容を正確に捉えていない地裁判決

地裁判決は、「一定の解雇回避努力を行った」「相対的に、手厚い解雇回避努力を尽くしている」と評価し、控訴人らが主張する雇用維持を前提とする解雇回避措置について、「ワークシェアリングの内容は、一時的な措置で問題を先送りする性質のもの」…とした。

乗員組合は、「稼働ベース」によるワークシェア提案（第３次提案）を行った。

被解雇者８１名の解雇を回避するために…輪番で毎月８１人の乗員が１か月の休職をとることになる。毎月人は入れ替わるが、常に必要な人数が休職を取得し、在籍者を「稼働ベース」でカウントすることで、８１人分削減（休職者８１名＝稼働ベース０人）されたこととなり…人件費と人員数の両方を満足する提案であったが、…地裁判決は、…「人件費削減効果」とのみ評価し、稼働ベースによる人員削減効果を持つ第３次提案の内容を正確に捉えていない。地裁判決は意図的にか、上記第３次提案のワークシェアの内容について触れていない。

「一時的措置」とは言えない、組合のワークシェア提案

仮に、…一切の事業規模拡大がなく、自主退職や、新たな他社への出向などの減耗要素が全くないものと想定したとしても、定年退職者の発生により、徐々にワークシェアの規模は縮小されながら、定年退職者の累計が８１人となる２０１６年度内に終了を迎えることになる。

乗員組合は、前述の解雇回避提案に加え、以下の提案を行った。
希望者に対し地上職への職種変更を行う（ただし）将来の乗務復帰の可能性を否定（しない）、
希望退職に応募した運航乗務員に対し、再雇用の権利を付与する。

しかし、この提案に対するJALからの回答はなかった。

他にも解雇回避努力を怠っているJAL

JALの１００％子会社であるＪＥＸ、Ｊ－ＡＩＲは、JAL本体からの乗員の供給がなければ運航が維持できない状態であり…外国人乗員と加齢乗員を本体からの出向者で置き換えていくと説明していたが、具体的にそのことで何人の解雇回避がなされたのか、削減目標数との関係からの具体的な説明はな（かった）。

ところが、２０１０年当時に加齢乗員としてＪ－ＡＩＲに在籍していた機長３人が、２０１３年４月の時点においても契約解除されることなく在籍している。
更に、（シリーズ？？？？）で述べたように、２０１０年１０月にJAL本体を定年退職した機長１名を、Ｊ－ＡＩＲが加齢乗員として採用している。
この点においても、JALが、解雇回避努力を怠って（いる）。

その後を見ると乗員計画上は最も効果を発揮し、解雇を回避する方法であった

２０１１年度以降２０１６年度に向けて予定された運航乗務員の必要数増を考

えた場合、第３次提案のワークシェア等の解雇回避措置は、職場にも受け入れられ、乗員計画上は最も効果を発揮し、解雇を回避する方法となりえた。

実際にも、本件整理解雇後に事業規模を縮小から拡大に向け、解雇当時の判断を修正・撤回して、機長昇格訓練再開時期の前倒し、副操縦士昇格訓練再開時期の前倒し、ライセンス未保有の元訓練生の訓練投入等を決めた事態に照らしても、乗員組合が真摯に提案していたワークシェア等により人員体制を実現し、人件費を削減しながら雇用を継続することは、現実的且つ合理的な解雇回避措置として有効に機能したのである。

これを「一時的な措置」として、それ以上にその実現可能性を審査しなかった地裁判決の誤りは重大である。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014 年度カンパ、スタート

4 年目のご支援

皆様の取り組み参加

宜しくお願い致します

東京高裁要請はがき取り組み中

リンク：原告団 HP の TOP ページ参照

今後の日程

5 月 15日（木）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より